プロジェクト　**料金規制会計**
項目　**第 458 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料では、第 458 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED[1]に対するコメント・レターの総論の文案について

コメントの方向性について

2. コメントの方向性としては、各質問に一つ一つ回答していくよりも、将来の利益を先取りするような ED の提案は適切ではないとして、全体として否定的な意見を提出するという ASBJ 事務局の提案について賛成する。

会計モデルの基本的考え方について

3. 会計モデルの考え方について、ASBJ 事務局の見解は、「我々が提案するように、原価を繰り延べる形で規制資産を認識することが適切であると考える。」としているが、原価繰延べの方法をここまで積極的に提案することには違和感を感じる。

4. 我が国においては、電力業界やガス業界の燃料費調整について、各社の決算書における開示とは別に、決算説明の中で情報開示をしている。料金規制対象活動に関しては、決算書において会計処理や開示を要求すべきか、このように決算書とは別の情報開示とすべきかは意見が分かれるところであると考えられる。

規制資産及び規制負債の認識の閾値について

5. ASBJ 事務局の提案は、現在の米国基準の会計処理に近い提案であると理解している。その理解を前提とすると、規制資産及び規制負債の認識の閾値については、米国基準における probable に相当する閾値を提案することが考えられる。しかしながら、ASBJ 事務局のコメント文案では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における資産及び負債の認識の閾値と同等とすることを提案しており、米国基準との比較の観点において、当該閾値を提案する根拠が不明確であると考えられ

[1] 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

る。

権利及び義務の整理について

6. ASBJ 事務局の提案では、あるべき会計処理として権利と義務に分けて、それぞれ原価の調整なのか収益の調整なのかを検討しているが、実務においてはさまざまな料金規制がある中で、その規準でうまく切り分けができるのかについては疑問が残る。この点の整理が必要であると考えられる。

対象範囲について

7. 料金規制の対象となる業界及び業種の多くはインフラ関連であることが想定され、将来における財又はサービスの提供を相当程度コントロールできると考えた場合には、規制資産及び規制負債は、企業自らがその発生をコントロールできない偶発資産及び偶発負債とは異なる性質を有しているとも考えられる。ASBJ 事務局の提案は、偶発資産及び偶発負債との類似性から、規制資産及び規制負債の認識の閾値を検討するアプローチを採っているが、その検討の前段階として、将来の財又はサービスの提供に対するコントロールを有する観点から考える方法もあり得るように考えられる。

以　上